

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百九十九条第十二号イの規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第百九十九条第十二号イの規定に基づき金融庁長官が定める劣後特約付借入金及び劣後特約付社債を次のように定め、令和三年三月三十一日から適用する。

令和 年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

金融商品取引業等に関する内閣府令第百九十九条第十二号イの規定に基づき金融庁長官が定める劣後特約付借入金及び劣後特約付社債

（金融庁長官が定める劣後特約付借入金）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（次条において「府令」という。）第百九十九条第十二号イに規定する金融庁長官が定める劣後特約付借入金は、次のいずれかに該当する劣後特約付借入金とする。

一 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号）第七

条第三項に規定するその他内部T L A C調達手段

二 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号）
第七条第三項に規定するその他内部T L A C調達手段

三 金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号）
第七条第三項に規定するその他内部T L A C調達手段

（金融庁長官が定める劣後特約付社債）

第二条 府令第百九十九条第十二号イに規定する金融庁長官が定める劣後特約付社債は、前条各号に掲げるいずれかに該当する劣後特約付社債とする。